



事 務 連 絡
平成21年5月25日

各医師会長様

久留米市保健所長
(保健予防課)

新型インフルエンザ対策に関する事務連絡の送付について

平素より、本市の保健医療行政の推進につきましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、下記の内容につきまして、別添のとおり厚生労働省より通知がありましたので、情報提供いたします。

つきましては、関係者への周知等併せてご配慮頂きますようよろしくお願い致します。

記

1. 日常生活上の注意点～糖尿病患者・透析者・妊婦さん向け～
2. 重症化しやすい基礎疾患を有する者について
3. ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんの取扱いについて
4. 新型インフルエンザ患者の入院等の取扱いについて
5. 新型インフルエンザ感染者の増加に伴う医療機関における外来診療について

問合せ先 久留米市保健所 保健予防課 電話 0942-30-9730

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
新型インフルエンザ対策委員会
会長 丸山 泉

事 務 連 絡

平成21年5月22日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省

新型インフルエンザ対策推進本部 事務局

日常生活上の注意点～糖尿病患者・透析者・妊婦さん向け～について

本日、新型インフルエンザに対する「基本的対処方針」及び「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」が示されたところである。

この中で、「基礎疾患を有する者等」を特に感染に注意を必要とする者として、糖尿病患者・透析者・妊婦さんに対する日常生活上の注意点について別添にまとめましたので、貴管下の医療機関等でご活用していただくようお願いします。

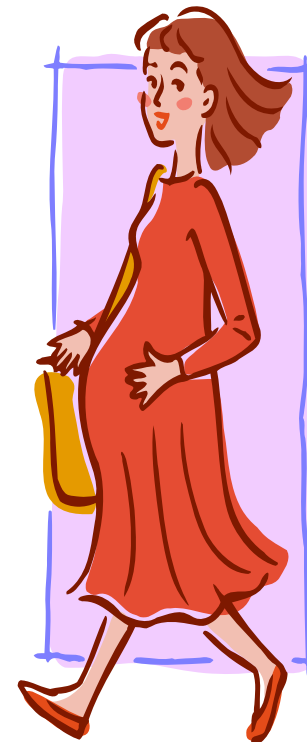
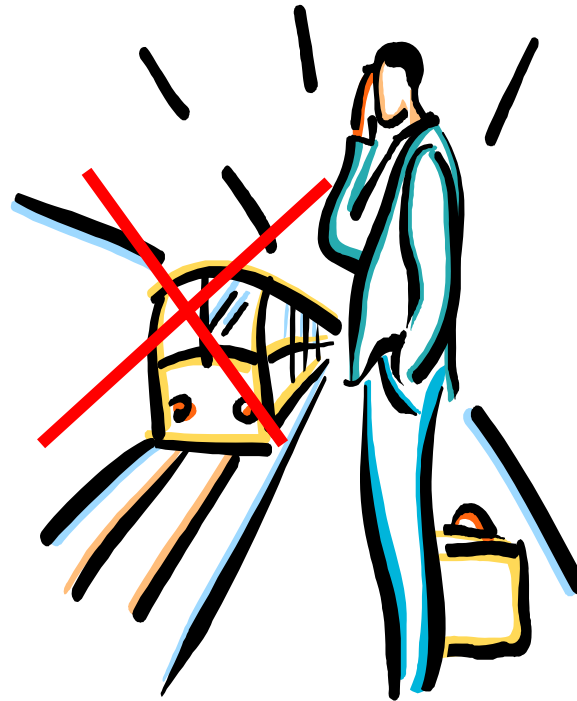


新型インフルエンザの予防 日常生活上の注意点

～糖尿病患者・透析者・妊婦さん向け～

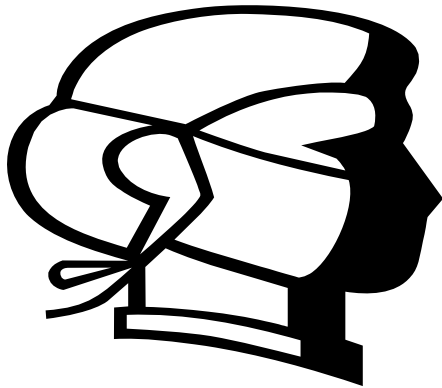
○外出を控えましょう

新型インフルエンザの感染を避けるため、必要時以外の外出は避けましょう。



○マスクを着用しましょう

外出や人の多い場所に出向く時には予防のために…



マスクを着用しましょう。

ガーゼではなく、不織布の方が
ウィルス対策には効果的です。

○手洗い・うがいをしましょう

外出や人と接触した後は、すぐに手洗い・うがいをしましょう。手洗いは指先、指の間～手首まで念入りに！



○栄養・睡眠を十分にとりましょう

バランスのとれた食事と十分な睡眠で基礎体力をつけましょう。



○適度な室内環境を保ちましょう

ウイルスは低温、低湿を好み、乾燥しているとウイルスが長時間空気中を漂うので、加湿器などで室内の適度な環境を保ちましょう。また、複数の人が触れる場所は、適宜拭き掃除をしましょう。



○薬の処方はかかりつけ医と あらかじめ相談しておきましょう

感染が拡大した場合に備えて、日頃使用しているお薬の処方について、かかりつけ医へ相談しておきましょう。



○体調不良時の相談先を確認しておきましょう

自分の体調の変化に気を配りましょう。
また、体調不良（発熱など）時はかかりつけ医にスムーズに連絡・相談ができるよう、事前に確認しておきましょう。



事 務 連 絡
平成21年5月22日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部 事務局

重篤化しやすい基礎疾患を有するもつ者等について

本日、新型インフルエンザに対する「基本的対処方針」及び「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」が示されたところである。

この中で、「基礎疾患を有する者等」を特に感染に注意を必要とする者としているが、その具体例としてこれまで文献に記載されたものを別添にまとめたので、貴管下の医療機関等に周知していただくようお願いします。

重篤化しやすい基礎疾患を有するもつ者等について

下記文献によれば、新型インフルエンザに罹患した者のうち基礎疾患をもつ者の特徴は次の通りである。

○ 文献 1

CDC、Morbidity and Mortality Weekly Report (MMWR) Vol. 58/May 18, 2009
Hospitalized Patients with Novel Influenza A(H1N1) Virus Infection California, April-May, 2009

【調査方法】

カリフォルニア州で 2009 年 5 月 17 日までに新型インフルエンザと報告された 553 例（確定 333 例、疑似症例 220 例）のうち、入院 30 例を検討した。

【基礎疾患等】

慢性肺疾患（喘息、慢性閉塞性肺疾患等）、免疫不全状態（T 細胞性免疫不全等）、慢性心疾患（先天性心疾患、冠動脈疾患等）、糖尿病、肥満、妊娠

○ 文献 2

New England Journal of Medicine May 7, 2009/05/21
Emergence of a Novel Swine-Origin Influenza A (H1N1) Virus in Humans

【調査方法】

2009 年 4 月 15 日から 5 月 5 日まで米国 41 州で発見され入院した 39 例について検討した。

【基礎疾患等】

自己免疫疾患、先天性心疾患、喘息、妊娠、重症筋無力症等

<参考>

季節型インフルエンザの高リスク群について

【出典】 CDC Report May 4, 2009

Interim Guidance for Clinicians on Identifying and Caring for Patients with Swine-origin Influenza A (H1N1) Virus Infection

- ・ 5歳未満の小児
- ・ 65歳以上の高齢者
- ・ 18歳未満の若年者で、アスピリンの長期投与を受けている場合、インフルエンザ後に Reye 症候群を来す可能性がある。
- ・ 妊婦
- ・ 小児および成人で、慢性の肺、心血管、肝障害、血液疾患、神経疾患、神経筋疾患、代謝異常を基礎疾患として持つもの
- ・ 小児および成人で、免疫抑制状態（ステロイド等の薬剤投与、AIDS）にあるもの
- ・ 養護施設、その他の慢性介護施設居住者

事 務 連 絡
平成21年5月22日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部 事務局

ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんの取扱いについて

国内において新型インフルエンザ感染者が増加していることを踏まえ、感染者が増加している地域においては、感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等が発熱等の症状を認める場合に、電話による診療によりファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを発行すること等の対応が必要なことから、その取扱いに関する留意点を別添にまとめたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いいたします。

(別添)

ファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需に関する留意点について

1. ファクシミリ等で処方せんが送付されるケース（「医療体制に関するガイドライン」による）

（ア）慢性疾患等を有する定期受診患者の場合

- ・ 新型インフルエンザに罹患していると考えられる場合

事前にかかりつけの医師が了承し、その旨をカルテ等に記載しておくことで、発熱等の症状を認めた際に、電話による診療により新型インフルエンザへの感染の有無について診断できた場合には、診察した医師はファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを患者が希望する薬局に送付し、薬局はその処方せんを応需する。

- ・ 慢性疾患等に対する医薬品が必要な場合

感染源と接する機会を少なくするため、一般的に長期投与によって、なるべく受診間隔を空けるように努めることが原則であるが、急速に患者数が増大している地域において医薬品が必要になった場合には、電話による診療により当該疾患について診断ができた場合、診察した医師はファクシミリ等による当該疾患に係る医薬品の処方せんを患者が希望する薬局に送付し、薬局はその処方せんを応需する。

（イ）発熱外来等への受診歴がある患者の場合

インフルエンザ様症状があり自宅で療養する患者について、電話による診療にてインフルエンザと診断した場合には、診察した医師はファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを患者が希望する薬局に送付し、薬局はその処方せんを応需する。

注) 処方せんの送付は医療機関から薬局に行くことを原則とするが、患者が希望する場合には、患者自身が処方せんを薬局にファクシミリ等により送付することも認める。

2. 医療機関における対応

- ・ 処方せんは、通常は患者に対して発行されるものであるが、新型インフルエンザ患者やその同居者は外出が自粛されている状況下にあること等を考慮して、患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等で送付することを原則とする。
- ・ 医師は、新型インフルエンザ患者及びその同居者には、薬局への来局を含めて外出

を自粛するよう指導する。

（新型インフルエンザ患者以外の場合には、患者の慢性疾患の状態等に応じて、外出の可否等について指導する。）

- ・医療機関は、ファクシミリ等で送付した処方せんの原本を保管し、流行がおさまった後に、薬局に送付するか、当該患者が医療機関を受診した際に処方せんを手渡し、薬局に持参させる。
- ・医療機関はファクシミリ等で送付された処方せんを受信した旨の連絡を薬局から受けた際に、カルテに処方せん応需薬局を記録することにより、送信した処方せんが確実に当該薬局に送付されたことを確認する。また、患者自身が処方せんを送付する場合には、複数の薬局に処方せんが送付されていないことを医療機関は確認する。

3. 薬局における対応

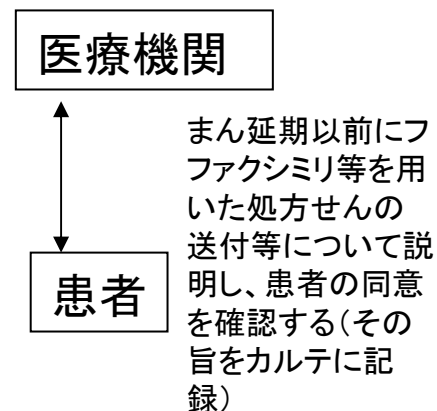
- ・新型インフルエンザ患者及びその同居者に対しては、薬局に来局しないよう指導し、必要に応じて、処方せんについては医療機関からファクシミリ等によって薬局に送付するよう求める。
- ・患者から処方せんの送付を受け付けた薬局は、その真偽を確認するため、処方せんを発行した医師が所属する医療機関に、処方せんの内容を確認する。（この行為は、薬剤師法第24条に基づく疑義照会とは別途に、必ず行うこととする。）なお、患者を介さずに医療機関からの処方せんの送付を直接受けた場合には、この確認行為は行わなくてもよい。
- ・医療機関から処方せん原本を入手するまでの間は、送付された処方せんを薬剤師法第23～27条、薬事法第49条における「処方せん」とみなして調剤等を行う。
- ・医薬品は患家へ届けることを基本とし、その際は、可能な限り新型インフルエンザ患者との接触を避けるために、服薬指導は電話で行うことでも差し支えない。
- ・まん延期終了後、速やかに医療機関から処方せん原本を入手し、以前に送付された処方せんを原本に差し替える。
- ・慢性疾患等を有する定期受診患者について、長期処方に伴う患者の服薬コンプライアンスの低下や薬剤の紛失等を回避するため、電話での服薬指導等を実施する。

4. その他

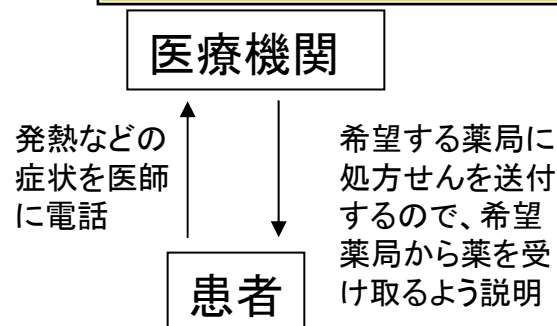
- ・薬局により医薬品を患家へ混乱なく届けられるよう、感染者が増加する以前に自宅の近隣にかかりつけの薬局を持つことが重要である。

ファクシミリ等による処方せんの取扱いについて

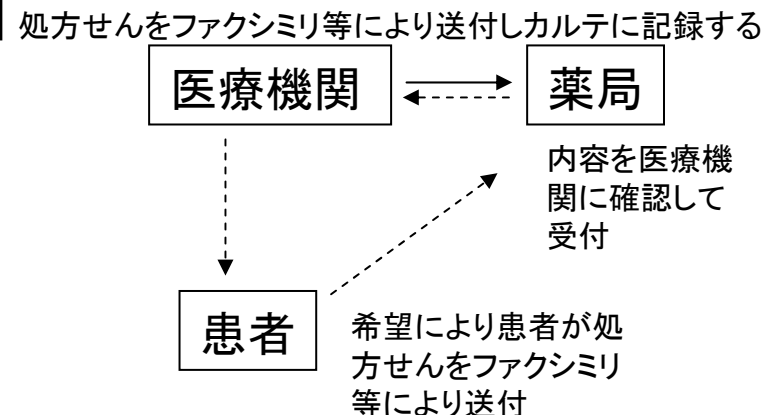
①受診(まん延期前)



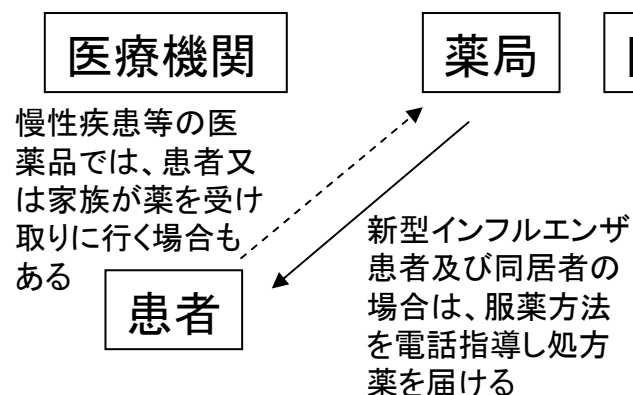
②電話診察(感染者の急速な増加など)



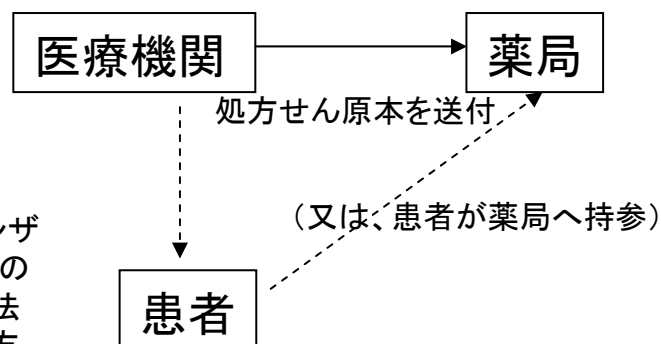
③電話診察後



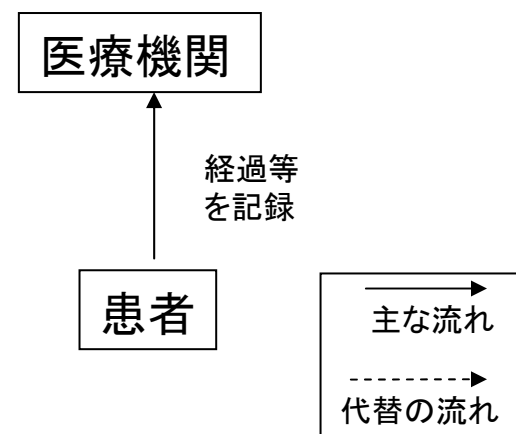
④医薬品の受取



⑤流行がおさまった後



⑥流行がおさまった後



※ ファクシミリ等による処方を行う場合には、薬局により医薬品を患家へ混乱なく届けられるよう、感染者が増加する前に患者が自宅の近隣にかかりつけの薬局を持つことが重要である。

事 務 連 絡
平成21年5月22日

各 (都道府県
保健所設置市
特 別 区) 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部 事務局

新型インフルエンザ患者の入院等の取扱いについて

国内において新型インフルエンザ感染者が増加していることを踏まえ、感染者が増加している地域においては、患者が直接、発熱外来を設置していない医療機関を受診することも想定されます。また、今般、「基本的対処方針」に基づき厚生労働大臣が定めた「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」が示されたところです。これらを踏まえ、新型インフルエンザ患者の入院措置等については、必要に応じ、下記のように取扱うことが可能ですので対応をご検討いただくようお願いします。

記

1. 症状等から判断して入院が必要な重症者の場合

- 発熱外来等を受診し、入院が必要と診断された重症者については、原則として、感染症指定医療機関等に入院させることとし、入院先の調整は各都道府県等の対策本部が行う。
- 急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域においては、感染症指定医療機関以外の一般病院でも、重症者が入院する可能性があるため、一般病院においても、重症者のための病床を確保する。
- その場合には、特に入院中の基礎疾患を有する者等への感染予防に努める。

- また、急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域において、基礎疾患を有する者等に、症状が出現した場合、軽微であっても入院治療を行うことを検討する。

2. 必ずしも入院が必要とならない軽症者の場合

- 急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域の発熱外来等において、新型インフルエンザの疑いがある場合は、患者の症状に合わせて抗インフルエンザウイルス薬を処方した上で、自宅で服用、療養し、健康観察を実施する。その際、外出の自粛を厳しく指導するとともに、自宅療養中の注意事項についても指導すること。

(自宅療養中の注意事項の例)

- * 患者及び同居者は、うがい、手洗い、手指消毒を励行する。特に患者に接触した場合などには徹底する。
- * 自宅においてもマスク着用や、咳エチケット（※）を徹底する。
- * 食事は、同居者と一緒にせず、時間を変えるか自室でとる。
- * ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル等の人がよく触れるところは1日1回拭き取り清掃することが望ましい。
- * トイレ、洗面所、浴室などの共有空間についても、患者が使用した後にはできるだけ清拭する。
- * 衣類やタオルなどのリネン類は、患者と同居者で共有しない。
- * 自宅への訪問者はできる限り避けるようにする。

※咳エチケット

- ・ 周囲の人から 1m以上離れる。
〔咳やくしゃみのしぶき（飛沫）は約 2mとびます〕
- ・ マスクを着用する。
- ・ ティッシュで口を覆い、顔をそらせる。
- ・ マスクがない場合は、ティッシュなどで口と鼻を覆い、他の人から顔をそらして、1m以上離れる。
- ・ 口を覆ったティッシュなどはゴミ箱へ捨てる。
- ・ 咳やくしゃみを抑えた手はただちに洗う。
- ・ 咳やくしゃみを手で覆ったら、手を石鹸で丁寧に洗う。

- 保健所は、自宅療養中の患者について健康観察を行い、発症から 7 日間又は症状が無くなるまで継続する。症状の重症化等によって入院医療が必要となった場合は、担当医師と相談の上、1. と同様に取り扱う。

3. 患者の同居者等の濃厚接触者への予防投与については、各都道府県等の対策本部において対応方針を決定することとなるが、急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域における予防投与は、基礎疾患を有する者等のうち、以下の者を対象とする。

- ・ 自宅療養する軽症者の家族
- ・ ウイルスに暴露し、感染した可能性が高い医療従事者や初動対応要員等

事 務 連 絡
平成 2 1 年 5 月 2 2 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部 事務局

新型インフルエンザ感染者の増加に伴う医療機関における外来診療について

国内において新型インフルエンザ感染者が増加していることを踏まえ、感染者が増加している地域においては、患者が直接、発熱外来を設置していない医療機関を受診することも想定されます。また、今般、「基本的対処方針」に基づき厚生労働大臣が定めた「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」が示されたところです。これらを踏まえ、発熱等の症状を有する患者の診療を行う際の留意点をまとめたので、貴管下の医療機関に周知していただくようお願いします。

記

1. 急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域においては、患者数の増加に伴い、発熱外来の医療機関数を増やすこと。
2. 発熱等の患者が発熱外来を設置していない医療機関の外来に受診した場合に備え、日常診療においてもサージカルマスクの着用や手指消毒等の感染対策を徹底すること。
3. 発熱外来を設置していない医療機関においても、地域住民の要望に応えるため、発熱等の症状を有する患者の診療を行う場合であって、発熱等の症状の有無に応じて外来患者の動線を分けることが難しい場合には、午前は発熱等の患者の診療、午後は通常の外来診療というように、診療時間を分ける

等の対応を検討すること。その場合、診療を切り替える際に待合室や診察室の消毒等を徹底すること。特に、基礎疾患を有する者等へ感染が及ばないよう十分な感染防止措置を講ずること。

4. 地域における感染者や感染を疑う者の発生状況等について、最寄りの保健所や発熱外来を設置する医療機関との情報共有を図ること。
5. 新型インフルエンザへの感染を疑う者であると診断した場合、直ちに最寄りの保健所等に連絡し、対応について指示を受けること。
6. 慢性疾患等の定期受診者に対しては、発熱等の症状を認めた場合の対処方法（直接受診せず電話することや、ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方など）を、事前に説明しておくこと。特に、急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域においては、これらの対応に留意すること。